



羅針盤 R元年度-No.4

いじめは人権侵害！ 指導の徹底を！

学校は失敗するところ！ 授業は間違えるところ！ 恐れずチャレンジ!!

One for all. All for one.

令和元年 6月14日(金)

昭島市立拝島第二小学校

校長 小瀬 和彦

小学校担任 いじめ訴えを放置！いじめで骨折や視力障害

I 大阪府吹田市の調査委員会～2019年6月12日発表～

◇概要

吹田市の小学校に通う女兒が1年生の2015年秋から2017年春にかけて、同級生の男児5人から、いじめを受けた。(傘やほうきで殴られたり、カエルの死骸をランドセルに付けられたり等)

2016年3月には、いじめによる暴行が原因で足首を骨折し、2017年3月には、両心因性視力障害(心因性による視力障害)、PTSD(心的外傷後ストレス障害)と診断された。

◇学校等の対応

2016年6月に学校が行った生活アンケートで、女兒は同級生の名前を挙げて「けられた。なぐられた。おされた。」と記したが、担任教員は、女兒から話を聞くなど事実確認をしないまま、「深刻ないじめはない」と判断し、管理職にも報告しなかった。

2017年3月、保護者は学校側に被害を訴えたが、担任から「いじめは知らなかった」と説明された。第三者委員会の設置を求めたが、市教委は約4カ月にわたって放置したという。

「調査報告書(公表版)」より抜粋

II 本事例から捉えられる、本校の再構築の課題

- 1 教員・学校としての認識(「いじめは、人間の尊厳を奪う重大な人権問題である」「学校は児童にとって安全かつ安心な場所でなければならない」)が不十分!
- 2 安全管理体制(「教員の目が行き届かなくなる休憩時間や昼休み、放課後の時間帯こそ、より一層児童の様子を把握する」ための体制構築、日常的な安全管理や施設環境の徹底)が不十分!
- 3 アンケートの取り扱い等に関する(保管期間や破棄の方法、学年主任・生活指導主任、管理職への報告・連絡・相談体制、「教職員は学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有している」という体制、認識・意識が不十分!
- 4 いじめに対する組織体制(「『いじめ防止対策推進法第22条』いじめ防止等の対策のための組織」)の構築が不十分!